

公益財団法人郡山市観光交流振興公社移動動物園利用基準

1 趣旨

公益財団法人郡山市観光交流振興公社移動動物園実施要綱の基で実施している移動動物園に関し、動物の愛護及び管理に関する法律の理念等に基づき、必要な事項を定める。

2 対象事業等

- (1) 郡山市が主催又は共催する事業
- (2) 郡山市内の公共的団体及び教育機関の施設等が行う地域活性化に寄与する事業
 - ① 公共的団体・・・社会福祉協議会、商工会、観光協会等
 - ② 教育機関・・・市内保育所、幼稚園、小学校等
- (3) 代表理事が必要と認める事業
 - ① 畜産の振興及び動物愛護の啓発に寄与する事業
 - ② 地域活性化を図るために必要と認められる事業

3 実施にかかる条件等

- (1) 実施時期 郡山石筵ふれあい牧場の営業期間
※ただし、ゴールデンウィーク期間、夏休み期間及び郡山石筵ふれあい牧場が実施するイベント時を除く。
- (2) 実施時間 午前10時00分から午後3時00分まで
(動物の休息时间1時間を含む)
※運搬時等において不測の事態により動物の搬入が予定の開始時間より遅れた場合においても、終了時間は午後3時までとする。
※動物の休息時間は、動物の体調により延長する場合がある。
- (3) 動物の種類 ロバ・山羊・うさぎ・モルモット
(スタッフ 1~2名)
※頭数、種類については、実施規模等によりその都度公社が判断する。
- (4) 実施回数等
 - ① 実施回数は、1日につき1回、1月につき連続しない日で最大3回までとする。
 - ② 1団体につき、1月1回(1日)までとし、当該年度の営業期間において、最大3回までとする。
 - ③ 荒天時の場合には中止(小雨決行)とし、予備日は設けない。
 - ④ 利用者の都合で、中止する場合には、必ず前日までに郡山石筵ふれあい牧場に連絡することとする。

(5) 利用条件

- ① ロバを展示する場合においては、実施場所に、2tトラックが無料駐車できる場所があること。
- ② 実施場所に約 60 m²のスペースが確保できること。
- ③ 動物に清潔な飲み水を提供できること。
- ④ 動物とのふれあい後の手洗い及び消毒する場所を備えること。
- ⑤ 実施場所の下見が、事前に行えること。
- ⑥ 動物とのふれあいに伴う危険負担については、利用者の負担とする。

4 申込み方法

移動動物園を利用しようとする日の3か月前から1か月前までの間に、事前に電話確認のうえ、公益財団法人郡山市観光交流振興公社移動動物園実施要綱第4条に掲げる「移動動物園利用承諾申請書(第1号様式)」により、直接又は郵送若しくはFAXにて申し込みを行うものとする。

5 問い合わせ・申込先

郡山石筵ふれあい牧場 電話 024-984-1000/FAX 024-984-1002
〒963-1301 郡山市熱海町石筵字萩岡 2-2